

(5)おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例（平成28年おいらせ町条例第22号） 新旧対照表（抜粋）（附則第9条関係）

改正後	現行
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例（平成27年おいらせ町条例第23号）附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 <b>令和元年10月1日</b></p> <p>第2条の2 第1条の2の規定による改正後のおいらせ町町税条例（附則第4条において「<b>元年新条例</b>」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。</p> <p>第4条 <b>元年新条例</b>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <b>元年新条例</b>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<b>令和2年度</b>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<b>令和元年度分</b>までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例（平成27年おいらせ町条例第23号）附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 <b>平成31年10月1日</b></p> <p>第2条の2 第1条の2の規定による改正後のおいらせ町町税条例（附則第4条において「<b>31年新条例</b>」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。</p> <p>第4条 <b>31年新条例</b>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <b>31年新条例</b>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<b>平成32年度</b>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<b>平成31年度分</b>までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>